

倫理規定 改正の理由

理事会にて、近年の倫理案件への対応をふまえて、倫理委員会の運営に関する事項について、倫理規定を見直す必要があるとの意見があった。他の公認心理師協会の倫理規定等も参照し、以下の項目について改正することについて理事会にて承認された。このため、以下のとおり改正してよいか伺います。

倫理規定 新旧対照表

新倫理綱領	旧倫理綱領
第 6 条 1 委員会は、本会倫理委員会の理事 1 名、及びその理事より指名され理事会に承認された会員 4 名をもって構成する。<u>その際に、年齢・性別・活動領域などが偏らないように極力配慮する。</u> 2 委員長は、本会倫理委員会の理事が就くものとする。 3 <u>本会は委員長名のみ公開とし、他の委員名は原則として非公開とする。</u> 4 <u>第 1 項の定めにかかわらず、必要に応じて、委員会は学識経験者や法律の専門家等の有識者の意見を聞くことができる。</u> 5 <u>有識者は、倫理審査委員会において意見を述べることはできるが、審査に関しての決定には関与できない。</u> (<u>倫理問題に関する審議、調査、業務の報告</u>) 第 8 条 1 <u>会員、および会員の活動と関わりのあるすべての人は、所定の文書をもって、理事会に審査の請求をすることができる。</u> 2 <u>本規定第 5 条 (2) に定める業務については、担当者は会長が諮問した日から起算して 6 ヶ月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めた時は期限を延長することができる。</u> 3 <u>担当者は審議に際して必要がある場合は、一般社団法人日本公認心理師協会倫理委員会、一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会</u>	第 6 条 1 委員会は、本会倫理委員会の理事 1 名、及びその理事より指名され理事会に承認された会員<u>若干名</u>をもって構成する。 2 委員長は、本会倫理委員会の理事が就くものとする。 (業務の報告) 第 8 条 1 本規定第 5 条 (2) に定める業務については、担当者は会長が諮問した日から起算して 6 ヶ月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めた時は期限を延長することができる。 2 担当者は審議に際して必要がある場合は、一般社団法人日本公認心理師協会倫理委員会、一般社団法人日本臨床心理士会倫理委員会及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会

と連絡調整するものとする。 <u>4 倫理違反が認められた場合に担当が答申する処遇案は、警告、厳重注意、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含むものとする。</u> <u>5 第 2 項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。</u> <u>(処遇、国および関係機関への報告)</u> 第 9 条 <u>1 最終的な処遇の決定は、委員会から答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。</u> <u>2 会員活動の停止及び除名しようとするときは、理事会の 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ理事会において、弁明の機会を与えなければならない。</u> <u>3 本会は、一定期間内の活動停止及び除名の処遇を受けた会員が公認心理師である場合は、厚生労働省の公認心理師担当課に報告するものとする。また、臨床心理士である場合は、日本臨床心理士資格認定協会及び日本臨床心理師会に報告するものとする。</u> <u>(復権)</u> <u>第 10 条 会員登録の除名を受けた者は、一定期間を経た後、審査委員会に再登録の申請をすることができる。</u> <u>2 倫理審査委員会は、申請に基づいて、速やかに再登録の可否について審査を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。</u> <u>3 理事会は、審査委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て、会員再登録を認めることができる。ただし、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会から登録の停止・抹消されている者の再登録は、認められない。また、公</u>	と連絡調整するものとする。 3 倫理違反が認められた場合に担当が答申する処遇案は、厳重注意、<u>教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含むものとする。</u> 4 第 1 項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。 (処遇) 第 9 条 最終的な処遇の決定は、委員会から答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。
---	--

<u>認心理師の法的義務違反及び行政処分の対象となっている会員の再登録は、認められない。</u> (倫理綱領の見直し) <u>第 11 条</u> 倫理綱領は原則として3年を目安に見直しを行う。 (改廃手続き) <u>第 12 条</u> 本規程の改廃は、理事会の議を経て、本会総会において出席者の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。	(倫理綱領の見直し) 第 10 条 倫理綱領は原則として3年を目安に見直しを行う。 (改廃手続き) 第 11 条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、本会総会において出席者の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。
--	--